



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1132	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	2
1133	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	2
1134	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定の失効	(薬務課).....	2
1135	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	(").....	3
1136	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事指定薬物の指定	(").....	4
1137	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	5
1138	大規模小売店舗立地法による紀の川市から聴取した意見の概要	(").....	5
1139	〃	(").....	6
1140	平成29年度後期技能検定の実施	(労働政策課).....	6
1141	保安林の指定の解除	(森林整備課).....	9
1142	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(").....	10
1143	〃	(").....	10
1144	〃	(").....	10
1145	保安林の指定施業要件の変更	(").....	11
1146	〃	(").....	11
1147	〃	(").....	11
1148	〃	(").....	12
1149	〃	(").....	12
1150	保安林の皆伐面積の公表	(").....	13
1151	道路の区域変更	(道路保全課).....	13
1152	道路の供用開始	(").....	13
1153	道路の区域変更	(").....	14
1154	〃	(").....	14
1155	道路の供用開始	(").....	15
1156	道路の位置の指定	(都市政策課).....	15

○ 選挙管理委員会告示

62	政治団体の届出事項の異動の届出	15
63	資金管理団体の指定の取消しの届出	16
64	政治団体の解散の届出	16
65	政治団体の設立の届出	17

○ 警察本部告示

7	一般競争入札による落札者の決定	17
---	-----------------	-------	----

○ 監査公表

	監査公表第15号	18
--	----------	-------	----

告 示

和歌山県告示第1132号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成29年9月19日まで縦覧に供する。

平成29年9月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成29年8月18日

2 名称

特定非営利活動法人ロコモ予防会和歌山

3 代表者の氏名

吉村典子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県東牟婁郡串本町串本1363番地

5 定款に記載された目的

この法人は、ロコモティブシンドロームをはじめとする、運動器障害、認知症、メタボリックシンドローム、フレイル、その他の生活習慣病の予防のための疫学研究および臨床研究を行うとともに、それに関連する自他の研究成果を、わかりやすく提供し、生活習慣病予防の啓蒙、啓発を図ることにより、和歌山県民のだれもが、一生涯自分の足で歩き続けられる社会の構築に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1133号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年9月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3021310150	サングリーンかつらぎの里	伊都郡かつらぎ町西渋田24番1、23番1の一部	共同生活援助	身体障害者 知的障害者 精神障害者	社会福祉法人山水会	紀の川市粉河4168番地	平成29.9.1

和歌山県告示第1134号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第12条第1項の規定により、次のとおり知事監視製品の指定が効力を失うので告示する。

平成29年9月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 失効する知事監視製品

次の写真を付して、「BZ-PHEN Keta analogue」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。

（次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。）

2 失効理由

当該知事監視製品が和歌山県薬物の濫用防止に関する条例第17条第1項の知事指定薬物に指定されるに

至ったため。

3 失効年月日

平成29年9月1日

和歌山県告示第1135号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成29年9月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 知事監視製品

- (1) 次の写真を付して、「Blizzard（吹雪）」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (2) 次の写真に示すとおり、「逆アナル専」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (3) 次の写真を付して、「合法リキッド」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (4) 次の写真を付して、「[971 8]（神）」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (5) 次の写真を付して、「ドライオーガズム2」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (6) 次の写真に示すとおり、「ハードアナル」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (7) 次の写真を付して、「DICE H (dice hand)」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (8) 次の写真に示すとおり、「WANKER TRIP」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (9) 次の写真に示すとおり、「TRANCE GATE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (10) 次の写真に示すとおり、「ECSTASY FANG」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (11) 次の写真に示すとおり、「Reverse TRIP」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (12) 次の写真に示すとおり、「DECADENCE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (13) 次の写真を付して、「ECSTACY SET-A」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (14) 次の写真を付して、「ECSTACY SET-B」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (15) 次の写真を付して、「ECSTACY SET-C」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (16) 次の写真を付して、「REVERSE SET」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (17) 次の写真に示すとおり、「TRANCE FALL」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (18) 次の写真に示すとおり、「Psyche」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (19) 次の写真に示すとおり、「STIGMATA」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (20) 次の写真を付して、「TRANCE SET-A」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (21) 次の写真を付して、「TRANCE SET-B」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (22) 次の写真を付して、「TRANCE SET-C」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (23) 次の写真を付して、「PSYCHE SET」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (24) 次の写真に示すとおり、「VENUS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (25) 次の写真に示すとおり、「JUPITER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (26) 次の写真に示すとおり、「SATURN」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (27) 次の写真を付して、「VENUS SET-A」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (28) 次の写真を付して、「VENUS SET-B」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

- (29) 次の写真を付して、「VENUS SET-C」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (30) 次の写真に示すとおり、「Geek X」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (31) 次の写真に示すとおり、「恋華」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (32) 次の写真に示すとおり、「Party Attack」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (33) 次の写真に示すとおり、「JET 6」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (34) 次の写真に示すとおり、「熱帯夜 Fusion8」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (35) 次の写真に示すとおり、「Sex island」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (36) 次の写真に示すとおり、「Demon」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (37) 次の写真に示すとおり、「Big Wave」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (38) 次の写真に示すとおり、「熱闘校子援」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (39) 次の写真に示すとおり、「Sea Side Lover」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (40) 次の写真に示すとおり、「Spice Queen」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (41) 次の写真に示すとおり、「Gang Bang Beach」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (42) 次の写真に示すとおり、「pimpin」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (43) 次の写真に示すとおり、「Gold knuckle」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (44) 次の写真に示すとおり、「JUSTIN」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (45) 次の写真に示すとおり、「Hawaii Sun」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (46) 次の写真に示すとおり、「Hawaii Sunset」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (47) 次の写真に示すとおり、「Hawaii moon」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (48) 次の写真に示すとおり、「romance -final season-」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (49) 次の写真に示すとおり、「REO レオ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (50) 次の写真に示すとおり、「DarK NighT」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため。

3 施行期日

平成29年9月1日

和歌山県告示第1136号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第17条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成29年9月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 知事指定薬物

- (1) 化学名 1- (5-フルオロペンチル) -N-フェニル-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類（通称名LTI-701）
- (2) 化学名 2- (2-フルオロフェニル) -2- (メチルアミノ) シクロヘキサン-1-オン及びその塩類（通称名2-Fluorodeschloroketamine、2-FDCK）
- (3) 化学名 3-エチル-2- (3-フルオロフェニル) モルフォリン及びその塩類（通称名3F-Phenetrazine、3-FPE）

2 指定理由

濫用することにより、興奮等の作用を人の精神に及ぼし、人の健康に被害が生じるため。

3 施行期日

平成29年9月1日

和歌山県告示第1137号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成29年9月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

松源和歌山インター店

和歌山県和歌山市田屋138番地

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成29年和歌山県告示第537号

3 意見の概要

(1) 市道との出入口部については、車両及び歩行者等の安全対策のため、安全施設等の設置などを検討してください。

(2) 周辺に居住する児童生徒の通学に対する安全対策や安全確保について、十分注意してください。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成29年9月1日から同年10月2日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1138号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により紀の川市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成29年9月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリホームセンター那賀店

和歌山県紀の川市名手市場434

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成29年和歌山県告示第517号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）

紀の川市農林商工部商工観光課（紀の川市西大井338番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年9月1日から同年10月2日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1139号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により紀の川市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成29年9月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリホームセンター那賀店
和歌山県紀の川市名手市場434

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成29年和歌山県告示第518号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）
紀の川市農林商工部商工観光課（紀の川市西大井338番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年9月1日から同年10月2日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1140号

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、平成29年度後期技能検定の実施に係る事項について次のとおり公示する。

平成29年9月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 実施する等級別検定職種

(1) 特級

機械加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、油圧装置調整、建設機械整備

(2) 1級及び2級

工場板金（機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、時計修理（時計修理作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、菓子製造（洋菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）、金属材料試験（機械試験作業、組織試験作業）、塗装（鋼橋塗装作業）

(3) 3級

機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、時計修理（時計修理作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍

空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）

(4) 単一等級

電子回路接続（電子回路接続作業）

2 技能検定試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

(ア) 特級

検 定 職 種	手数料（1件）
機械加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、油圧装置調整、建設機械整備	17,900円

(イ) 1級、2級、3級及び単一等級

検 定 職 種	手数料（1件）
和裁、機械・プラント製図	13,100円
機械検査	14,900円
機械加工、工場板金、電子機器組立て、電気機器組立て、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、家具製作、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管、コンクリート圧送施工、防水施工、ガラス施工、金属材料試験、塗装、電子回路接続	17,900円

(ウ) (イ)の規定にかかわらず、実技試験の受検者が次のaからcまでのいずれかに該当する場合の実技試験の手数料の額は、aからcまでの区分に応じ、それぞれaからcまでに定める額とする。

a 実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において35歳未満である者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者並びにb及びcに規定する在校生を除く。）

2級又は3級

検 定 職 種	手数料（1件）
和裁、機械・プラント製図	4,100円
機械検査	5,900円
機械加工、工場板金、電子機器組立て、電気機器組立て、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、家具製作、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管、コンクリート圧送施工、防水施工、ガラス施工、金属材料試験、塗装	8,900円

b 在校生（公共職業能力開発施設の職業訓練を受けている者、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の生徒、大学の学生その他これらに類する者として知事が認めるものをいう。cにおいて同じ。）（cに規定する在校生を除く。）

3級

検 定 職 種	手数料（1件）
和裁、機械・プラント製図	8,700円
機械検査	9,900円

機械加工、電子機器組立て、電気機器組立て、時計修理、冷凍空気調和機器施工、家具製作、建築大工、配管

11,900円

c 実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において35歳未満である在校生（出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）

3級

検 定 職 種	手数料（1件）
和裁、機械・プラント製図、機械検査、機械加工、電子機器組立て、電気機器組立て、時計修理、冷凍空気調和機器施工、家具製作、建築大工、配管	2,900円

イ 実施期日

実技試験は、平成29年12月4日（月）から平成30年2月18日（日）までの間において、別途和歌山県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験は、別途協会が指定する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ平成29年11月27日（月）から和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課（以下「労働政策課」という。）及び協会において閲覧することができる。ただし、一部の検定職種については公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

学科試験の実施期日は、検定職種ごとに次のとおりとする。

検 定 職 種	等級	実施期日
機械検査、電気機器組立て、配管、ガラス施工、金属材料試験	1級及び2級	平成30年1月21日（日）
電気機器組立て、配管	3級	
機械加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、油圧装置調整、建設機械整備	特級	平成30年1月28日（日）
工場板金、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、防水施工、機械・プラント製図	1級及び2級	
時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作、機械・プラント製図	3級	
菓子製造、建築大工、かわらぶき、コンクリート圧送施工、塗装	1級及び2級	平成30年2月4日（日）
機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工	3級	
電子回路接続	単一等級	

ウ 実施場所

学科試験は、和歌山市及び田辺市において別途協会が指定する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

協会

郵便番号 640-8272

和歌山市砂山南三丁目3番38号 和歌山技能センター内

電話番号 073-425-4555

(3) 受付期間

平成29年10月2日（月）から同月13日（金）まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、協会で作付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒（角形2号封筒に宛先を記入し、140円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「〇級技能検定受検申請書在中」と朱記すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を同封すること。

郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料（3（1）アに定める額）及び学科試験の手数料（3,100円）を申請書に添えて納付するものとする。ただし、実技試験若しくは学科試験の免除を受けようとする場合又は実技試験若しくは学科試験を受検しない場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は実技試験若しくは学科試験を受けなかった場合でも手数料の返還はしない。

6 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号を、平成30年3月16日（金）に和歌山県ホームページに掲載するとともに、県庁北別館本館連絡通路に掲示するほか、書面で通知する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかのみみ合格した者については、書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣の、2級又は3級の技能検定合格者には知事の合格証書が交付されるとともに、特級の技能検定合格者には特級技能士章、1級の技能検定合格者には1級技能士章、2級の技能検定合格者には2級技能士章、3級の技能検定合格者には3級技能士章、単一等級の技能検定合格者には単一等級技能士章が、それぞれ交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、労働政策課（電話番号 073-441-2802）又は協会（電話番号 073-425-4555）に問い合わせること。

和歌山県告示第1141号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成29年9月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市上芳養字輪玉5222の9

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林

水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1142号

平成29年和歌山県告示第960号（以下「告示第960号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年9月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
沼田治
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第960号のとおり

和歌山県告示第1143号

平成29年和歌山県告示第991号（以下「告示第991号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年9月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
岩橋美和子
坂本初次
寺西やよい
日本食品株式会社
廣瀬保方
山口うめ
前田昭男
株式会社大阪読売広告社
炭本孝誠
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第991号のとおり

和歌山県告示第1144号

平成29年和歌山県告示第1021号（以下「告示第1021号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年9月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
宮本秀雄
南平
津本直之助

山崎いまる

小南剛

山崎忠

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1021号のとおり

和歌山県告示第1145号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年9月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1146号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年9月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1147号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年9月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1148号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成29年9月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1149号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成29年9月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1150号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成29年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積を次のとおり公表する。

平成29年9月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積（ヘクタール）
紀南地域水源涵養保安林	3,535.98
紀中地域水源涵養保安林	1,433.50
紀北地域水源涵養保安林	289.19
紀南地域土砂流出防備保安林	902.51
紀中地域土砂流出防備保安林	393.31
紀北地域土砂流出防備保安林	413.05
紀南地域干害防備保安林	9.26
紀中地域干害防備保安林	7.92
紀北地域干害防備保安林	15.72
和歌山県全域保健保安林	156.12

和歌山県告示第1151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年9月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字山野字長川原3203番7地先から同町大字山野字的場2312番1地先まで	旧	3.09 } 25.00	187.80	
同上	新	11.00 } 35.20	187.80	

和歌山県告示第1152号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年9月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊中津線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字山野字長川原3203番7地先から同町大字山野字的場2312番1地先まで

供用開始の期日 平成29年9月1日

和歌山県告示第1153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年9月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 境川金屋線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字境川字宮ノ前260番1地先から同町大字境川字宮ノ前269番1地先まで	旧	2.79 } 3.51	134.60	

和歌山県告示第1154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年9月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 温川田辺線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市新庄町字中橋谷225番63地先から同市新庄町字中橋谷225番27地先まで	旧	7.60 } 8.90	35.00	
同上	新	11.90 } 16.00	35.00	

和歌山県告示第1155号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年9月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 温川田辺線

供用開始の区間 田辺市新庄町字中橋谷225番63地先から同市新庄町字中橋谷225番27地先まで

供用開始の期日 平成29年9月1日

和歌山県告示第1156号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年9月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3396	海南市岡田字六拾石178番1の一部	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田武弘	平成 29. 8. 21	6. 00	81. 75

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年9月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小濱孝夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
自由民主党和歌山県旅客船支部	阪田茂	代表者	阪田茂	福地俊明	平成 29. 6. 20
		会計責任者	花井透	門田光司	平成 29. 6. 20
自由民主党和歌山県有田市第一支部	浅井宏吉	代表者	浅井宏吉	浅井修一郎	平成 29. 3. 23
自由民主党湯浅町支部	上野祥宏	主たる事務所の所在地	有田郡湯浅町湯浅3013	有田郡湯浅町吉川579	平成 29. 7. 12
		代表者	上野祥宏	岡本善夫	平成 29. 7. 12

		会計責任者	松原大輔	上田栄一	平成 29.7.12
自由民主党龍神支部	安達克典	会計責任者	安達克典	榎本重人	平成 29.7.27

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
和歌山県商工政治連盟	森田敏行	主たる事務所の所在地	和歌山市秋月410-5	和歌山市十番丁19番地 Wajima十番丁4階	平成 29.8.1

和歌山県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年9月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
二瓶文隆	にへい文隆後援会	平成 29.5.8

和歌山県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年9月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
維新の党和歌山県総支部	阪口直人	平成 28.4.7
維新の党衆議院和歌山県第2選挙区支部	阪口直人	平成 28.4.7
自由民主党和歌山県有田市第一支部	浅井宏吉	平成 29.7.14

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
にへい文隆後援会	二瓶文隆	平成 29.5.8
松下泰子後援会	布袋純子	平成 29.6.15

浅井修一郎後援会	伊藤雅秀	平成 29. 7. 14
中本光一後援会	中本光一	平成 28. 10. 31
松本和弘後援会	井上浩一	平成 29. 6. 30

和歌山県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年9月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党和歌山県和歌山市第十五支部	浦平美博	雑賀秀夫	和歌山市松江北一丁目1-34	○	平成 29. 8. 4

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
星田仁志後援会	嶋田典之	東尾庄治	有田郡有田川町徳田267番地	平成 29. 7. 24
串本町政・見守り隊	和田天壽	梁村祐	東牟婁郡串本町潮岬1722	平成 29. 7. 20

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第7号

捜査支援移動式カメラシステム購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年9月1日

和歌山県警察本部長 宮 沢 忠 孝

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
捜査支援移動式カメラシステム 80式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日

平成29年7月25日

- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社DNPアイディーシステム
東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- 5 落札金額
48,021,120円 (うち消費税及び地方消費税の額3,557,120円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成29年6月2日

監 査 公 表

和歌山県監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成29年7月26日及び同月27日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年9月1日

和歌山県監査委員 江 川 和 明
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 尾 崎 要 二
 和歌山県監査委員 岩 田 弘 彦

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
海草振興局	平成29年7月26日
和歌山県消防学校	平成29年7月27日
和歌山県立文書館	〃
和歌山県環境衛生研究センター	〃
和歌山県消費生活センター	〃
和歌山県男女共同参画センター	〃
和歌山県動物愛護センター	〃
和歌山県立和歌山産業技術専門学院	〃
和歌山県立図書館	〃
和歌山県立近代美術館	〃
和歌山県立博物館	〃
和歌山県立紀伊風土記の丘	〃
和歌山県立自然博物館	〃
和歌山県立向陽高等学校・中学校	〃
和歌山県立桐蔭高等学校・中学校	〃
和歌山県立星林高等学校	〃
和歌山県立和歌山北高等学校	〃
和歌山県立和歌山東高等学校	〃
和歌山県立和歌山高等学校	〃
和歌山県立和歌山工業高等学校	〃
和歌山県立和歌山商業高等学校	〃
和歌山県立海南高等学校	〃
和歌山県立きのくに青雲高等学校	〃
和歌山県立和歌山盲学校	〃
和歌山県立和歌山ろう学校	〃
和歌山県立紀北支援学校	〃
和歌山県立紀伊コスモス支援学校	〃
和歌山県立和歌山さくら支援学校	〃
和歌山県和歌山東警察署	〃
和歌山県和歌山西警察署	〃

和歌山県和歌山北警察署 和歌山県海南警察署	” ”
--------------------------	--------

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 海草振興局健康福祉部

母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成28年度末で約219万円となっており、前年度末に比し約18万円減少している。

今後も、収入未済額の縮減に努められたい。

イ 海草振興局建設部

(ア) 土木使用料等の収入未済額は、平成28年度末で約11万円となっており、前年度末に比し約19万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適正な債権管理に努められたい。

(イ) 工事完成検査の結果通知が大幅に遅延していた事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

(エ) 土木使用料について、督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 和歌山県消防学校

超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、事前命令欄及び事後確認欄の命令権者の押印漏れの事例があったので、適正に処理されたい。

エ 和歌山県動物愛護センター

(ア) 特別旅費について、旅行依頼簿を作成していない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 前渡資金による飼料の購入について、前渡資金物品調達調書を作成していなかったため、適正に処理されたい。

オ 和歌山県立近代美術館

(ア) 行政財産使用料に係る延滞金の確定金額について、100円未満の端数が切り捨てられていなかったため、適正に処理されたい。

(イ) 和歌山県立近代美術館友の会（以下「友の会」という。）会員が同美術館へ入場する料金を友の会が負担する事業について、入場した会員の氏名及び会員番号を記録していなかったため、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立博物館

(ア) ETCカード1枚を紛失していたので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(イ) 任意団体に使用させている展示棚について、貸付け又は使用許可の手続を行っていないため、適正に処理されたい。

キ 和歌山県立自然博物館

(ア) 清掃業務委託の契約において、契約保証金受入前に契約を締結していたため、適正に処理されたい。

(イ) 平成28年度に車椅子の寄贈を受けたが、寄附物品等受入調書の作成がなされず、物品現在高報告書に記載されていないため、適正に処理されたい。

ク 和歌山県立桐蔭高等学校・中学校

週38時間45分の勤務時間を超えているにもかかわらず、25/100の手当が支給されていない事例があったため、適正に処理されたい。

ケ 和歌山県立星林高等学校

(ア) 週38時間45分の勤務時間を超えているにもかかわらず、25/100の手当が一部支給されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(ウ) 誓約書に貼付された県証紙に消印のなされていないものがあったので、適正に処理されたい。

コ 和歌山県立和歌山北高等学校

浄化槽保守点検業務の契約において、契約保証金受入前に契約を締結していたので、適正に処理されたい。

サ 和歌山県立海南高等学校

(ア) 資金前渡口座に利子が発生しているにもかかわらず、適正な時期に歳入に組み入れていなかったため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(イ) 消防用設備の点検で不良箇所があるにもかかわらず、改善されていなかったため、適正に処理されたい。

シ 和歌山県立和歌山盲学校

平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

ス 和歌山県立和歌山ろう学校

(ア) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたため、適正に処理されたい。

(イ) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

セ 和歌山県立紀伊コスモス支援学校

複写機借受料の支出において、支払事務が遅延している事例があったため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

ソ 和歌山県立さくら支援学校

超過勤務手当について、週38時間45分を超えていないにもかかわらず、25/100の手当を支給していた事例があったため、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

海草振興局建設部

平成28年度末で、廃道敷地については1件、廃川敷地については1件が未処理となっているので、適正な管理とともに処分に努められたい。

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。